米沢市告示第　　35　号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により、区域を次のとおり指定する。

平成１５年　４月　１日

米沢市長　髙　橋　　幸　翁

指定区域

米沢市の区域のうち、遠山町、古志田町、笹野町、杉の目町、万世町刈安、万世町梓山、万世町桑山、万世町牛森、万世町堂森、万世町金谷、万世町片子、館山矢子町、広幡町成島、広幡町小山田、広幡町上小菅、広幡町下小菅、広幡町沖仲、広幡町京塚、広幡町大沢、六郷町西藤泉、六郷町西江股、六郷町轟、六郷町一漆、六郷町桐原、六郷町長橋、塩井町塩野、塩井町宮井、中田町、窪田町窪田、窪田町矢野目、窪田町東江股、窪田町藤泉、窪田町小瀬、大字舘山、赤芝町、大字簗沢、大字口田沢、大字神原、大字入田沢、大字成島、万世町立沢、大字板谷、大字大沢、大字大小屋、大字関根、大字三沢、大字赤崩、大字川井、大字竹井、大字木和田、大字長手、大字上新田、大字下新田、大字浅川、大字梓川、諸仏町、大字芳泉町、大字南原石垣町、大字南原横堀町、大字南原新町、大字南原笹野町、大字南原猪苗代町、大字笹野、大字李山、大字大平、大字立石、大字関町、大字綱木、笹野本町、大字福田、大字吹屋敷、大字関（白布高湯を除く。）及び小野川町（小野川を除く。）を除く他の区域。